

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和2年9月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和2年9月25日（金曜日）午後1時30分～午後2時51分 2 開催場所 守谷市役所議会棟2階全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 (1) 議案第34号「守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則について」（可決） (2) 議案第35号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」（可決） 【報告】 (1) 報告第 8号「令和2年守谷市議会9月定例会月議会について」 (2) 報告第 9号「守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業の実施について」 【その他】 (1) 小中学校の現状について（指導室） ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ④いじめの状況（8月末現在） ⑤不登校の現状（8月末現在） ⑥長期欠席児童生徒の状況（8月末現在）

	(2) 各課業務報告 ○学校教育課 ① 入札結果 ② 工事等の進捗状況 ③ 新型コロナウイルス感染症予防対策について ○生涯学習課 ① 入札結果 ② 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 ③ イベント・行事等 ○学校給食センター ① 学校給食実施状況（8月分） ② 賄材料費執行状況 ③ 生鮮野菜使用率 ④ 異物混入等 ⑤ 学校給食センター整備事業の進捗状況について ○中央図書館 ① 入札結果 ② 審議会等の開催 ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止関係 ④ イベント等 ⑤ その他
4 今後の状況	次回は、令和2年10月23日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和 2 年 9 月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和 2 年 9 月 2 5 日（金）

午後 1 時 30 分から

場 所 守谷市役所議会棟 2 階全員協議会室

令和2年9月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和2年9月25日（金）

午後1時30分から

場 所 市役所議会棟2階全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 34号 守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則について（生涯学習課）

議案第 35号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について（中央図書館）

4 協議事項

な し

5 報告事項

報告第 8号 令和2年守谷市議会9月定例会月議会について（教育委員会所管分）

報告第 9号 守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業の実施について（学校教育課）

（1）小中学校の現状について（指導室）

（2）各課からの業務報告

議案第 34 号

守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則について

守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 9 月 25 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

地方公務員法及び地方自治法改定による非常勤職員の任用根拠の適正化に伴い、「守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例」が改正されたため、新たに、大野公民館長の委嘱に関する規則を定めるものです。

議 案	頁 数
34号	1

守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則を次のように制定する。

令和2年 月 日

守谷市教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市大野公民館長の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成22年守谷市条例第25号）第3条の規定により、守谷市大野公民館長（以下「館長」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 館長は、大野小学校の通学区域に住所を有する社会教育の関係者又は学識経験のある者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 館長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育長は、特別の事由があるときは、前項の任期中においても館長の委嘱を解くことができる。

(謝礼)

第4条 館長の謝礼は、年額22,400円とする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第 35 号

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分 守谷市図書館協議 会設置条例第3条	所 属	新 任 者	前 任 者	理 由
1	学校教育の関係者	学校長会	中野 比呂志	福田 理明	改選のため

新委員の任期（前任者の残任期間）

令和2年4月1日から令和4年5月31日まで

令和 2 年 9 月 2 5 日 提出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は、学校長会の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

報告第 8 号

令和 2 年守谷市議会 9 月定例月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第 81 号 令和 2 年度守谷市一般会計補正予算（第 6 号）

議 決 日 令和 2 年 9 月 日

議決結果 原案 決

- 2 議案第 89 号 工事請負契約の締結について（守谷市郷州小学校校舎改修及びエレベーター棟増築建築工事） ※総務部主管

議 決 日 令和 2 年 9 月 日

議決結果 原案 決

- 2 議案第 90 号 工事請負契約の締結について（守谷市立黒内小学校校舎増築・改修建築工事） ※総務部主管

議 決 日 令和 2 年 9 月 日

議決結果 原案 決

- 4 「市政に関する一般質問」について

別紙のとおり

令和 2 年 9 月 25 日 報 告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香

報 告	頁 数
8 号	1

令和2年度守谷市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度守谷市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,563,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,322,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年8月31日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款		項	補正前予算額	補正予算額	計
9	地方特例交付金		99,565	△5,578	93,987
10	地方交付税		99,565	△5,578	93,987
			118,000	29,054	147,054
14	国庫支出金		118,000	29,054	147,054
			12,536,392	291,248	12,827,640
		1 国庫負担金	3,010,890	375	3,011,265
		2 国庫補助金	9,514,677	290,873	9,805,550
15	県支出金		1,656,786	117,276	1,774,062
		1 県負担金	1,131,690	187	1,131,877
		2 県補助金	374,590	116,939	491,529
		3 県委託金	150,506	150	150,656
17	寄附金		1,800,000	700,000	2,500,000
		1 寄附金	1,800,000	700,000	2,500,000
18	繰入金		2,910,511	229,202	3,139,713
		1 他会計繰入金	4	28,123	28,127
		2 基金繰入金	2,910,507	201,079	3,111,586
20	諸収入		443,579	3,153	446,732
		5 雑入	404,767	3,153	407,920
21	市債		2,805,000	199,000	3,004,000

款		項	補正前予算額	補正予算額	計
		1 市	2,805,000	199,000	3,004,000
		債			
歳入		計	36,759,128	1,563,355	38,322,483

(単位 千円)

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議	会 費	1 議 会	239,325	645	239,970
2 総	務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 5 統 計 調 査 費 7 市 民 活 動 総 務 費	11,268,804 10,246,147 333,603 214,262 45,892 400,811	657,193 638,556 12,472 3,812 △420 2,773	11,925,997 10,884,703 346,075 218,074 45,472 403,584
3 民	生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費	10,415,017 3,794,016 6,096,428	159,047 95,813 63,234	10,574,064 3,889,829 6,159,662
4 衛	生 費	1 保 健 衛 生 費	1,591,856 923,990	△7,455 △7,455	1,584,401 916,535
6 農	林 水 産 業 費	1 農 業 費	208,640 206,895	3,898 3,898	212,538 210,793
7 商	工 費	1 商 工 費	386,927 386,927	△9,069 △9,069	377,858 377,858
8 土	木 費	1 土 木 管 理 費	4,482,769 192,568	8,990 △6,995	4,491,759 185,573

第2表 債務負担行為補正

(追加)

		(単位 千円)		
事	項	期	間	限 度 額
まちづくり協議会車両リース		令和3年度から令和7年度まで		3,225

第3表 地方債補

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校情報通信ネットワーク 環境施設整備事業債	100,000	証書借入又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	10年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	59,000	証書借入又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	20年以内 政府資金、銀行、その他の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法
学校給食センター 改築事業債	910,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	補正前 に同じ	補正前 に同じ

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款				補正前予算額	補正予算額	計
9	地方	特例	交付金	99,565	△5,578	93,987
10	地方	交付	税	118,000	29,054	147,054
14	国庫	支出	金	12,536,392	291,248	12,827,640
15	県支	出	金	1,656,786	117,276	1,774,062
17	寄附	附	金	1,800,000	700,000	2,500,000
18	繰入	入	金	2,910,511	229,202	3,139,713
20	諸収	収	入	443,579	3,153	446,732
21	市債	債	入	2,805,000	199,000	3,004,000
	歳入	合	計	36,759,128	1,563,355	38,322,483

出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	239,325	645	239,970				645	
2 総 務 費	11,268,804	657,193	11,925,997	14,167		395,340	247,686	
3 民 生 費	10,415,017	159,047	10,574,064	117,675			41,372	
4 衛 生 費	1,591,856	△7,455	1,584,401	2,156			△9,611	
6 農 林 水 産 業 費	208,640	3,898	212,538				3,898	
7 商 工 費	386,927	△9,069	377,858				△9,069	
8 土 木 費	4,482,769	8,990	4,491,759				8,990	
9 消 防 費	1,111,487	3,153	1,114,640			3,153		
10 教 育 費	5,070,097	420,843	5,490,940	274,526	140,000		6,317	
12 諸 支 出 合 計	36,759,128	1,563,355	38,322,483	408,524	140,000	703,153	311,678	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説	明
				区	分		
1 地方特例交付金	99,565	△5,578	93,987	1 地方特例交付金		△5,578	・ 減収補てん特例交付金
計	99,565	△5,578	93,987				

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	118,000	29,054	147,054	1 地方交付税		29,054	・ 普通交付税
計	118,000	29,054	147,054				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	2,925,000	375	2,925,375	6 介護保険事業費負担金		375	・ 低所得者保険料軽減負担金 (過年度精算分)
計	3,010,890	375	3,011,265				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	7,019,933	14,167	7,034,100	1 総務費補助金		14,167	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 5,984 ・ 個人番号カード等関連委任事務補助金 8,183
2 民生費国庫補助金	902,619	294	902,913	1 社会福祉費補助金		294	・ 障害者総合支援事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	7,783	2,036	9,819	1 保健衛生費補助金		2,036	・ 乳児家庭訪問事業補助金 120 ・ 母子保健衛生費補助金 1,916
5 教育費国庫補助金	240,483	274,376	514,859	1 小学校費補助金		189,164	・ 学校保健特別対策補助金 7,473 ・ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
							・ 公立学校情報機器整備費補助金 54,881 126,810
				2 中学校費補助金		83,212	・ 学校保健特別対策補助金 3,560 ・ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 23,267
							・ 公立学校情報機器整備費補助金 56,385

14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
				6保健体育費補助金	2,000	・地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる まちづくり・地域活性化活動支援事業)
計	9,514,677	290,873	9,805,550			

(単位 千円)

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	1,131,170	187	1,131,357	8介護保険事業費負担金	187	・低所得者保険料軽減負担金 (過年度精算分)
計	1,131,690	187	1,131,877			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	293,891	116,819	410,710	1社会福祉費補助金	147	・障害者総合支援事業費補助金
				2老人福祉費補助金	96,485	・地域医療介護総合確保基金事業補助金
				3医療福祉費補助金	1,049	・医療福祉費補助金 (前年度精算分)
				5保育所運営費補助金	19,138	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金
3 衛生費県補助金	4,861	120	4,981	1保健衛生費補助金	120	・乳児家庭訪問事業補助金
計	374,590	116,939	491,529			

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

4 教育費県委託金	850	150	1,000	3小学校校費委託金	150	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金
計	150,506	150	150,656			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 ふるさとづくり寄附金	1,800,000	700,000	2,500,000	1ふるさとづくり寄附金	700,000	・ふるさとづくり寄附金
計	1,800,000	700,000	2,500,000			

(款) 18 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療特別 会計繰入金	1	749	750	1 後期高齢者医療特 別会計繰入金	749	・後期高齢者医療特別会計繰入金 (前年度精算 分)
2 介護保険特別会計繰 入金	1	23,214	23,215	1 介護保険特別会計 繰入金	23,214	・介護保険特別会計繰入金 (前年度精算分)
3 介護サービス事業特 別会計繰入金	1	1,586	1,587	1 介護サービス事業 特別会計繰入金	1,586	・介護サービス事業特別会計繰入金 (前年度精 算分)
4 農業集落排水事業特 別会計繰入金	1	2,574	2,575	1 農業集落排水事業 特別会計繰入金	2,574	・農業集落排水事業特別会計繰入金 (前年度精 算分)
計	4	28,123	28,127			

(款) 18 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,935,941	201,079	2,137,020	1 財政調整基金繰入 金	201,079	・財政調整基金繰入金
計	2,910,507	201,079	3,111,586			

(款) 20 諸収入 (項) 5 雑入

1 雑入	404,766	3,153	407,919	13 雑入	3,153	・消防団員退職報償金
計	404,767	3,153	407,920			

(款) 21 市債 (項) 1 市債

4 教育債	1,451,000	140,000	1,591,000	1 学校教育施設等整 備事業債	140,000	・学校給食センター改築事業債 ・学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 債
6 臨時財政対策債	0	59,000	59,000	1 臨時財政対策債	59,000	・臨時財政対策債
計	2,805,000	199,000	3,004,000			40,000 100,000

3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 分	金 額	説 明	
		財源名	金額				
(1 児童福祉総務費)				22償還金利子及び 割 引 料	1,141	10 ファミリーサポートセンター事業 (児童福祉課・地 域子育て支援センター) 17備品購入費 ・ファミリーサポートセンター用備品 11 児童クラブ運営事業 (生涯学習課) 22償還金利子及び割引料 返還金 ・国庫補助金返還金 79 職員給与関係経費 2給料 一般職給 3職員手当等 扶養手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当 退職手当負担金 地域手当 4共済費 共済組合負担金	94 94 1,124 1,124 △5,095 △3,930 △983 680 120 △1,295 △885 551 △888 720 358 △344 △182

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明	明
		財源名	金額	区分	金額		
2 児童保育費	(73,511 3,314,915) (3,388,426)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	17,783 0 0	17 備品購入費	283	01 子ども・子育て支援給付事業 22 償還金利子及び割引料 返還金 ・ 国庫補助金返還金	(児童福祉課)
				18 負担金補助及び交付金	17,500		
				22 償還金利子及び割引料	55,728		
			55,728	割引料	55,728	02 保育人材確保事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料 返還金	160 160
						・ 国庫補助金返還金	
						03 保育所整備事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料 返還金	15,200 15,200
						・ 国庫補助金返還金	
						05 民間保育所運営費補助事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料 返還金	436 436
						・ 国庫補助金返還金	
						07 一時預かり事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料 返還金	982 982
						・ 国庫補助金返還金	
						09 延長保育事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料 返還金	5,501 5,501
						・ 国庫補助金返還金	
						13 病児・病後児保育室委託事業 (児童福祉課) 22 償還金利子及び割引料	13 13

10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 分		説 明	
		財 源 名	金 額	区	金 額		
3 教育研究指導費	573 (264,264) (264,837)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 573	8 旅 費	573	06 学習支援ティーチャー等配置事業 (指導室) 8 旅費 費用弁償 ・小中学校非常勤講師	573 573
4 学校給食センター費	525 (2,002,199) (2,002,724)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 40,000 0 △39,475	2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費	128 209 188	79 職員給与関係経費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 地域手当 4 共済費 共済組合負担金	525 128 209 68 110 17 14 188
計	△17,098 (2,505,560) (2,488,462)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,200 40,000 0 △61,298				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	0 (280,391) (280,391)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,673 0 0 △4,673			
---------	---------------------------------	-----------------------------	---------------------------	--	--	--

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 区 分			明 説	
		財源名	金額	区	分	金額		
2 教育振興費	(303,094 253,949) (557,043)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	181,841	7 報	償 費	100	01 小学校教育振興事業 (学校教育課) 7 報償費 ・講師謝金 8 旅費 費用弁償 ・オリンピック・パラリンピック推進教育講師 10 需用費 消耗品費 04 小学校 ICT 環境整備事業 12 委託料 委託料 ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備 17 備品購入費 ・タブレット	150
			69,000	8 旅	費	10		100
			0	10 需	用 費	40		10
			52,253	12 委	託 料	131,598		
				17 備	品 購 入 費	171,346		40
計	(303,094 1,655,601) (1,958,695)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	186,514 69,000 0 47,580					302,944 131,598 171,346

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学 校 管 理 費	(0 123,183) (123,183)	国県支出金		2,160 0 0 △2,160	
		財源名	金額		
		国県支出金 地方債 その他の 一般財源			

10 教育費 (項) 3 中学校費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 分		説 明
		財 源 名	金 額	区	金 額	
2 教育振興費	(134,074 147,980) (282,054)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	79,652 31,000 0 23,422	12委託 17備品購入費	57,920 76,154	04 中学校 ICT 環境整備事業 12委託料 委託料 ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備 17備品購入費 ・タブレット 134,074 57,920 76,154
計	(134,074 307,791) (441,865)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	81,812 31,000 0 21,262			

(款) 10 教育費		(項) 4 社会教育費			
1 社会教育総務費	(2,233 206,394) (204,161)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	0 0 0 2,233	2 給 料	
				3 職員手当等 4 共 済 費	79 職員給与関係経費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 住居手当 児童手当 退職手当負担金 地域手当 4 共済費
				△454 △1,596 △183	△2,233 △454 △1,596 △378 60 △453 △38 △16 △120 △505 △61 △85 △183

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節 分		説 明
		財源名	金額	区	金額	
(1 社会教育総務費)						共済組合負担金
5 図書館費	1,006 (238,905) (239,911)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	0 0 0 1,006	2給 3職員手当等 4共済費	234 629 143	79 職員給与関係経費 2給料 一般職給 3職員手当等 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 地域手当 4共済費 共済組合負担金
計	△1,227 (583,943) (582,716)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	0 0 0 △1,227			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	2,000 (14,299) (16,299)	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	2,000 0 0 0	18負担金補助及び 交付金	2,000	01 スポーツ推進事業庶務事務 (生涯学習課) 18負担金補助及び交付金 負担金 ・スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支 援事業負担金
						2,000 2,000

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 守谷市立郷州小学校校舎改修及びエレベーター棟増築
建築工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 661,331,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

60,121,000円

4 契約の相手方

住 所 茨城県水戸市けやき台2丁目13番地2

氏 名 コスモ総合建設株式会社
代表取締役 池田 勇夫

令和2年 8 月 31日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第89号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立郷州小学校校舎改修及びエレベーター棟増築建築工事の請負契約の締結です。

工事の内容は、既存校舎の改修工事（鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積5,484.30平方メートル）及びエレベーター棟増築（鉄骨造3階建て、延床面積72.06平方メートル）です。

なお、工事期間は、令和2年9月から令和4年2月末までを予定しております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 守谷市立黒内小学校校舎増築・改修建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 709,500,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
64,500,000円

4 契約の相手方

住 所 茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目2402番地の1
氏 名 令和建設株式会社
代表取締役 由良 宣明

令和2年 8 月31日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第90号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立黒内小学校校舎増築・改修建築工事の請負契約の締結です。

工事の内容は、増築棟（鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て、延床面積2,405平方メートル）・職員室（鉄骨造1階建て、延床面積72平方メートル）の増築及び既存校舎の改修です。

なお、工事期間は、令和2年9月から令和4年2月末までを予定しております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告第9号

守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業の実施について

標記について、市内中学校の修学旅行は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、キャンセル料が発生しております。このキャンセル料につきましては、本来保護者が負担すべき費用ですが、保護者の経済的負担を軽減するため、国の補助金を活用して市が負担することで作業を進めております。

なお、交付に当たっては要項を作成し、審査等を経て直接旅行会社に交付します。

○各校キャンセル料（9月8日時点、小学校分は金額等確認中）

・守谷中学校（JTB）	126名×6,454円＝	813,204円
・けやき台中学校（JTB）	144名×5,582円＝	803,808円
・愛宕中学校（東日観光）	138名×3,300円＝	455,400円
・御所ヶ丘中学校（JTB）	178名×6,274円＝	1,116,772円
	計	3,189,184円

○予算措置

今年度、修学旅行が中止になったことにより、平和教育の一環として京都・広島間の交通費の市負担分約300万円の支出が不要となったため、その予算を活用し保護者の負担軽減を図ります。

なお、新型コロナウイルスへの対応であることから、国庫補助金（地方創生臨時交付金）を充当する予定です。

令和2年9月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市内小中学校が実施を予定していた修学旅行について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止及び延期したことにより発生したキャンセル料に関し、保護者の経済的負担を軽減するため、本来保護者が負担することとなる費用を交付するものである。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう
- (2) 修学旅行 学校の校長（以下「所属校長」）が、交通費、宿泊等の経費の全額を児童生徒の保護者が負担することにより行う旅行
- (3) キャンセル料等 修学旅行のために予約した宿泊施設、交通手段等を解約した場合に発生する違約金及び手数料

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は、所属校長が守谷市教育委員会の決定により中止及び延期した修学旅行に参加申し込みをした児童生徒の保護者とする。

(交付額)

第4条 交付額は、キャンセル料相当額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請等の代行)

第5条 申請から受領までの手続は、交付対象者に代わり所属校長が行う。

(交付申請)

第6条 所属校長は、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、所属校長から前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定のうえ、交付決定通知書（様式第2号）により所属校長に通知する。

(請求及び交付)

第8条 市長は、前条に定める交付決定の通知後、所属校長からの請求書（様式第3号）を受け、指定された口座へ振り込みにより交付する。

(経理区分の明確化)

第9条 交付された所属校長は、この交付に関する経理を明確にし、交付の使用に関する帳簿その他必要な証拠書類を整理し、これを5年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、交付決定を受けた所属校長が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。この場合、既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第2条第3号に定める費用以外に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき
- (3) この要項の規定に違反したとき

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、交付に関し必要な事項は別に定める。

(施行)

第12条 この要項は、令和 年 月 日から施行する。

報 告	頁 数
9 号	2

様式第1号（第6条関係）

交付申請書

令和 年 月 日

守谷市長 様

学校名
校長名 印

修学旅行の中止及び延期に係る費用について、守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業実施要項第6条の規定により申請します。

記

- 1 計画期間
 - (1) 当初
 - (2) 変更後
- 2 行程（当初行程）
 - (1) 当初
 - (2) 変更後
- 3 中止の理由

4 申請額 円
（費用の内訳）

生徒数	当初渡航費用 （1人当たり）	変更後渡航費用 （1人当たり）	キャンセル料等 （1人当たり）
	円 （ 円）	円 （ 円）	円 （ 円）

様式第2号（第7条関係）

交付決定通知書

守谷発第 号
令和 年 月 日

様

守谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった修学旅行の中止及び延期に係る費用については、
金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知する。

記

請求書

金 円也

ただし、修学旅行中止及び延期に係る費用として、令和 年 月 日付け守谷発第 号交付決定通知書による金額を交付されたく、守谷市修学旅行のキャンセル料等支援事業実施要項第8条の規定により請求します。

なお、下記の振込先にお支払いくださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

守谷市長 様

学校名
校長名

印

振込先	フ □	リ 座	ガ 名	ナ 義	
	預 □	金 座	種 番	別 号	
	銀 支		行 店	名 名	